

○東京藝術大学利益相反マネジメント実施規則

〔平成30年12月20日
制 定〕

改正 令和5年10月26日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学利益相反ポリシー（平成30年12月20日制定）の定めるところに従い、本学における利益相反マネジメントの実施体制及び手法について定め、利益相反を適切に管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本学の役員
- (2) 本学の教職員（非常勤教職員を含む。）
- (3) その他次条に定める利益相反マネジメント委員会が指定する者

2 この規則において「産学官連携活動」とは、教職員等が企業、自治体、機関その他の団体（以下「企業等」という。）と共同の事業に従事すること又は兼業を行うことをいい、更に広く学外との社会連携を行うことを含めて「産学官連携活動等」という。

3 この規則において「利益相反」とは、次に掲げる行為により、教職員等又は大学が産学官連携活動等に伴って得る利益と教育研究という大学における責任が衝突若しくは相反している状態や、教職員等の大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

- (1) 兼業を行う場合（非常勤教職員を除く。）
- (2) 対価、物品その他何らかの経済的利益を得て、外部との共同研究、受託研究又は受託事業に参加する場合
- (3) 前2号の相手方に対し、本学の施設又は設備の利用を提供する場合
- (4) 第1号及び第2号の相手方から、一定額以上の物品を購入する場合
- (5) その他利益相反マネジメント委員会が利益相反に該当すると判断する場合

(委員会の設置)

第3条 本学に利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに必要なルールの整備に関すること。
- (2) 利益相反に係る調査及び審査に関すること。
- (3) 利益相反を回避するための措置に関すること。
- (4) 利益相反に関する社会への情報公開に関すること。
- (5) その他利益相反マネジメントに関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究担当）
- (2) 各学部長
- (3) 各研究科長
- (4) 社会連携センター長

(5) 事務局長

(6) その他委員会が必要と認める者

2 委員長は、第7条に定める利益相反アドバイザーを委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事(研究担当)をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 審査の対象となる産学官連携活動等に携わる委員は、議事に加わるできない。

(利益相反アドバイザー)

第7条 本学に、利益相反マネジメントに関し必要な助言及び指導を行う者として、利益相反アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置く。

2 アドバイザーは、利益相反に関して高い見識を有する外部有識者のうちから、学長が委嘱する。

3 教職員等は、利益相反を回避するため、所属する部局の長又は事務局を通じ、利益相反アドバイザーから助言、指導等を受けることができる。

(申告)

第8条 産学官連携活動等に携わる教職員等は、利益相反に関する申告書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申告書は原則として年に一度提出するものとし、提出時期及び書式等は委員会が別に定める。

3 前項のほか、産学官連携活動等に携わる教職員等は、利益相反に該当したと思われる又は該当するおそれのある事案が発生した場合並びに所属する部局の長若しくは事務局等から利益相反に該当する可能性を助言された場合は、速やかに申告書を委員会に提出しなければならない。

(利益相反マネジメント)

第9条 委員会は、利益相反に関する申告書に基づき、利益相反に該当する状況の有無並びに利益相反に該当する場合の程度等について確認及び調査を行わなければならない。

2 委員会は、前項の調査に基づき審査を行う。

(委員会によるヒアリング)

第10条 委員会は、前条の審査において必要と認めるときは、当該教職員等に対してヒアリングを実施することができる。

2 教職員等は、前項のヒアリングの要請に応じなければならない。

(委員会による勧告)

第11条 委員会は、第9条の審査において、利益相反の状況にある又は利益相反

の状況に陥る可能性がある」と判断した場合は、当該教職員等に対し、産学官連携活動等の是正、改善若しくは中止その他の措置を勧告するとともに、当該勧告に対する措置の報告を求めるものとする。

- 2 教職員等は、前項の勧告を受けた場合は、速やかに当該勧告に対する措置を講じるとともに、委員会及び所属する部局の長に対して当該措置の内容を報告しなければならない。
- 3 委員会は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、審査結果を当該教職員等へ通知する。この場合において、当該措置が不十分又は不適切とされた当該教職員等は、更なる措置及び報告を行わなければならない。
- 4 委員会は、第1項の勧告及び前項の通知を行ったときは、当該教職員等が所属する部局の長に報告する。
- 5 委員会は、第1項の勧告又は第3項の通知を受けた教職員等が正当な理由なく当該勧告又は通知に係る措置を講じなかった場合は、速やかに学長に報告する。
- 6 学長は、前項の報告を受けた場合は、当該教職員等に対し、当該勧告又は通知に係る措置を命ずることができる。

(報告書の提出)

第12条 委員長は、前条第1項の勧告又は第3項の通知を行った後10日以内に、学長に対し、勧告又は通知に関する報告書を提出しなければならない。

(守秘義務)

第13条 委員会の構成員、部局の長、アドバイザーその他利益相反マネジメントに関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(研修)

第14条 本学は、東京藝術大学利益相反ポリシー及び本規則の重要性を周知徹底するため、委員会の決定に従い、利益相反に関する研修等を実施する。

(情報公開)

第15条 本学は、社会に対する説明責任を果たすため、利益相反マネジメントの取組状況等について公開する。

(事務)

第16条 委員会の事務は、関係部局の協力を得て、人事労務課及び社会連携課がこれを行う。

(雑則)

第17条 この規則に定めるものの他、利益相反マネジメントに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。